

豊川市告示第189号

令和7年豊川市告示第175号（市が発注する物品の製造及び販売、物品の買受け、役務の提供等の指名（一般）競争入札に参加する者に必要な資格、その資格審査の申請の方法等）の一部を次のように改正し、令和8年1月5日から施行する。

令和7年12月26日

豊川市長 竹本幸夫

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 添付書類	(3) 添付書類
(2)による送信の後、次の書類を添付書類として各1部提出すること。添付書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が(2)による送信の日前3月以内のものとすること。	(2)による送信の後、次の書類を添付書類として各1部提出すること。添付書類は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が(2)による送信の日前3月以内のものとすること。
ア 法人の場合	ア 法人の場合
(ア)～(イ) (略)	(ア)～(イ) (略)
(イ) <u>完納証明書</u> (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者に限る。)	(イ) <u>滞納のない証明書</u> (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者に限る。)
豊川市が指定する「 <u>完納証明書</u> 」(2)による送信の日が令和8年4月5日までの場合にあっては、「 <u>滞納のない証明書</u> 」を「 <u>完納証明書</u> 」とみなす。)	豊川市が指定する「 <u>滞納のない証明書</u> 」
イ 個人の場合	イ 個人の場合
(ア)～(イ) (略)	(ア)～(イ) (略)
(イ) <u>完納証明書</u> (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者に限る。)	(イ) <u>滞納のない証明書</u> (豊川市税) (豊川市に納税義務のある者に限る。)

豊川市が指定する「完納証明書」((2)による送信の日が令和8年4月5日までの場合にあっては、「滞納のない証明書」を「完納証明書」とみなす。)

(4)～(5) (略)
4～10 (略)

豊川市が指定する「滞納のない証明書」

(4)～(5) (略)
4～10 (略)